

佐賀市告示第36号

佐賀市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年佐賀市条例第9号）第2条の規定による改正後の佐賀市市税条例（平成17年佐賀市条例第57号）附則第15条の3に規定する知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車は、次に掲げるとおりとする。

平成29年3月27日

佐賀市長 秀 島 敏 行



- 1 身体に障害がある者で歩行が困難なもの若しくは精神に障害がある者で歩行が困難なもの（以下「身体障害者等」という。）又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する3輪以上の軽自動車  
知事が必要があると認めるもの
- 2 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる3輪以上の軽自動車  
知事が必要があると認めるもの
- 3 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる3輪以上の軽自動車  
知事が必要があると認めるもの
- 4 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車  
知事が必要があると認めるもの